

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和2年度）

令和2年5月
防衛省

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定時期	担当
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	事業契約締結日から令和10年3月末まで（予定）	運営権者は、海上自衛隊呉史料館の維持管理運営事業を実施する。	広島県呉市	令和2年5月頃（予定）	防衛省整備計画局 施設計画課 施設政策室 代表：03-3268-3111 （内線 25436）

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により公表するものです。